

事務事業調整報告資料

平成 1 6 年 8 月

鹿児島地区合併協議会

(様式5)

事務事業調整報告資料

協定項目名	事務事業名	鹿 児 島 市						区分	経過	具 体 的 な 調 整 内 容
		鹿	児	島	市	市	市			
(11) 慣行(都市宣言)の取扱い 【企画専門部会】	4 青色申告の町	×	×	×		×	×	C	喜入町が掲げた「青色申告の町宣言」の経緯を踏まえ、税務行政において税務署等と連携する中で、青色申告制度の普及にさらに努めていくものとする。	
	5 親せつの町宣言	×	×	×		×	×	C	新市まちづくり計画の基本目標の一つである「豊かな心と個性を育むまち」の中において、喜入町が掲げた「親せつの町宣言」の主旨を引き継いで、心ふれあい支えあう市民社会を形成するための施策を全市的に展開する。	
	6 健康のまち宣言	×	×	×	×		×	C	新市まちづくり計画の基本目標の一つである「安心して健やかに暮らせるまち」の中において、松元町が掲げた「健康のまち宣言」の主旨を引き継いで、市民の健康・体力づくりを支援するための施策を全市的に展開する。	
	7 卓球のまちなまつもと	×	×	×	×		×	C	松元町で開催している全九州卓球まつもと選手権大会、西日本中学校選抜オープン卓球大会は、松元町が掲げた「卓球のまち」宣言の主旨を引き継いで、当該地域で開催する。	
	8 「青少年健全育成宣言のまち」松元町	×	×	×	×		×	C	新市まちづくり計画の基本目標の一つである「豊かな心と個性を育むまち」の中において、松元町が掲げた「青少年健全育成宣言のまち」の主旨を引き継いで、心豊かでたくましい子どもたちを育むための施策を全市的に展開する。	
	9 生涯学習の町宣言	×	×	×	×	×		C	新市まちづくり計画の基本目標の一つである「豊かな心と個性を育むまち」の中において、郡山町が掲げた「生涯学習の町宣言」の主旨を引き継いで、個性と創造性豊かな人をつくるための施策を全市的に展開する。	
(21) 建設関係事業(公の施設) 【建設専門部会】	5 砂防関連施設	×	×		×	×	×	A	金床砂防公園のうち、桜島町が設置した公園施設は、国との協定に基づき、砂防関連施設として鹿児島市が管理する。 また、国が設置した公園施設についても、同協定に基づき管理していた桜島町の地位を引き継ぎ、鹿児島市が管理する。	

(様式5)

事務事業調整報告資料

協定項目名	事務事業名	事務事業実施地域					区分	経過	具体的な調整内容
		鹿児島	吉田	桜島	喜入	松元郡山			
(23) 一部事務組合等の取扱い (し尿処理業務を除く)	1 消防業務 【消防専門部会】	x		x	x			C	吉田町、松元町及び郡山町は、加入している一部事務組合を合併の日の前日をもって脱退し、業務は合併後の市に引き継ぐものとする。 脱退に伴う一部事務組合の規約変更及び財産処分等については、各町において組合構成団体と協議のうえ、合併時までに議会に提案するものとする。
	2 介護保険業務 【健康福祉専門部会】	x	x	x				C	喜入町、松元町及び郡山町は、加入している一部事務組合及び広域連合を合併の日の前日をもって脱退し、業務は合併後の市に引き継ぐものとする。 脱退に伴う一部事務組合等の規約変更及び財産処分等については、各町において組合等構成団体と協議のうえ、合併時までに議会に提案するものとする。
	3 ごみ処理業務 【環境専門部会】	x		x	x			C	吉田町、松元町及び郡山町は加入している一部事務組合を合併の日の前日をもって脱退し、業務は合併後の市に引き継ぐものとする。 脱退に伴う一部事務組合の規約変更及び財産処分等については、各町において組合構成団体と協議のうえ、合併時までに議会に提案するものとする。
	4 斎場の管理・運営業務 【環境専門部会】	x		x		x	x	C	吉田町及び喜入町は、加入している一部事務組合を合併の日の前日をもって脱退し、業務は合併後の市に引き継ぐものとする。 脱退に伴う一部事務組合の規約変更及び財産処分等については、各町において組合構成団体と協議のうえ、合併時までに議会に提案するものとする。
(23) 一部事務組合等(し尿処理業務)の取扱い	1 し尿処理業務 【環境専門部会】	x		x	x	x		C	吉田町は、加入している一部事務組合を合併の日の前日をもって脱退し、業務は合併後の市に引き継ぐものとする。 脱退に伴う一部事務組合の規約変更及び財産処分等については、当該町において組合構成団体と協議のうえ、合併時までに議会に提案するものとする。
(24) 地域福祉事業 【健康福祉専門部会】	1 地域福祉センター管理運営事業	x		x	x	x		B	管理運営については、次のとおりとする。 これまで実施していた事業については、合併後も引き続き実施する。 使用者の範囲は、新市域内の居住者とし、営利目的の使用はできないこととする。 休館日、開館時間及び使用料(新市域内の居住者)は、現行どおりとする。
(26) 児童福祉事業 【健康福祉専門部会】	3 公立保育所運営事業			x	x	x		B	吉田町及び郡山町の町立保育所については、合併時に鹿児島市立保育所として引き継ぎ、開所時間、延長保育等については、平成16年度は現行どおりとし、平成17年度から鹿児島市の制度に統合する。
	6 放課後児童健全育成事業							B	5町の運営方法については、平成17年度以降も現行どおりとする。

(様式5)

事務事業調整報告資料

協定項目名	事務事業名	鹿児吉田桜島喜入松元郡山区分経過						具体的な調整内容									
		鹿	児	吉	田	桜	島		喜	入	松	元	郡	山	区	分	経
(27) 高齢者福祉事業 【健康福祉専門部会】	7 養護老人ホーム喜入園管理運営事業	x	x	x			x	x					A				喜入園の管理運営については、現行どおりとする。
(32) 交通関係事業	5 桜島町交通事業(フェリー)事業主体 【企画専門部会】	x	x				x	x	x				B				新たに「船舶事業」を設置し、管理者を置く。管理者の権限に属する事務を処理させるため、「船舶部」を置く。 (組織機構については、協定項目名「事務組織及び機構の取扱い」に記載。)
	7 自動車航送料助成 【企画専門部会】	x	x				x	x	x				C				フェリー事業の割引制度の拡充については、合併時に自動車航送料助成の回数券を次のとおり見直すものとする。 ・車長が3メートル以上4メートル未満及び4メートル以上5メートル未満の2車種については、運賃の30倍の額で券片数36枚の現行回数券は廃止し、新たに同額で券片数42枚の回数券を設定する。
	8 自家用自動車通勤費助成 【企画専門部会】	x	x				x	x	x				C				フェリー事業の割引制度の拡充については、合併時に自動車航送料助成の回数券を次のとおり見直すものとする。 ・車長が3メートル以上4メートル未満及び4メートル以上5メートル未満の2車種については、運賃の30倍の額で券片数36枚の現行回数券は廃止し、新たに同額で券片数42枚の回数券を設定する。
	10 自動車運送事業バス路線等(路線バス) 【交通専門部会】		x				x	x	x				B				桜島町の区域における路線バスの路線数等については、次のとおりとする。 路線数 : 1路線(東白浜~桜島港~(福祉センター)~(桜島苑)~桜島病院) 運行本数: 平日・土 69本(うち18本は桜島病院まで運行) 日・祝日 67本(うち18本は桜島病院まで運行) 車両数 : 7両
	11 自動車運送事業バス路線等(定期観光バス) 【交通専門部会】		x				x	x	x				B				定期観光バスについては、次のとおり再編する。 路線: 現行の桜島町のコースを鹿児島中央駅発着とするなど見直しを行う。 車両数: 2両とし、本局で一括管理とする。
15 自動車運送事業料金制度等(定期観光バス) 【交通専門部会】		x				x	x	x				B				定期観光バスの料金については、路線の再編に合わせて次のとおり改定する。 ・桜島コースの料金は、大人2,200円程度、小人1,200円程度とする。(付帯料金、フェリー航送料含む) ・ただし、桜島内のみ観光の場合、大人1,700円程度、小人850円程度とする。(付帯料金含む)	

(様式5)

事務事業調整報告資料

協定項目名	事務事業名	鹿児吉田桜島喜入松元郡山					区分	経過	具体的な調整内容
(34) 姉妹都市等、国際・国内交流事業 【総務専門部会】	4 姉妹・友好都市(海外)		x		x	x	x	B	桜島町とリボン市(アメリカ)との友好都市盟約については、調整方針に従い、これまで桜島町から相手方に対する合併についての連絡、交流継続の可能性について問合せを行ってきたところである。その結果、桜島町としては、相手方は友好都市盟約の継続を希望していないと判断し、合併を機にリボン市との友好都市を終了するものとする。
(38) 住民サービス窓口業務 【市民専門部会】	3 ファクシミリによる証明交付事務	x	x		x	x	x	A	袴腰フェリーターミナルの観光案内所で行っているファクシミリを利用した証明書の交付は、船舶部において取扱うものとする。
(42) 使用料及び手数料の取扱い	35 督促手数料 【総務専門部会】							B	督促手数料については、合併日以降に発する督促状に係るものから、その額を70円とする関係条例の改正を行うものとする。
(44) 農林水産業関係事業 【経済専門部会】	36 高齢者等家畜導入事業			x	x			B	高齢者等肉用牛導入事業については、3町の基金を鹿児島市の高齢者等肉用牛導入基金に繰入れ、現行どおり実施する。 3町が実施している家畜の貸付制度は、基金を廃止し、購入資金を貸付ける事業として実施する。
(45) 商工・観光関係事業 【経済専門部会】	3 企業誘致の推進(補助金等)							B	対象業種は、鹿児島市の制度を基本にし、その他の要件等については、各町の制度を勘案し見直す。 町が設けている奨励金制度及び土地の取得に対する補助金制度は廃止する。
(46) 学校教育事業 【教育専門部会】	6 公立幼稚園児の送迎	x	x		x		x	A	松元町の送迎バスについては、現行どおり運営する。 ただし、保護者の負担については、平成16年度に制度の適用を受けている者については卒園時まで無料とし、平成17年度以降に新たに送迎バスを利用する者については自己負担制度を設けるものとする。

(様式5)

事務事業調整報告資料

協定項目名	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	喜入	松元	郡山	区分	経過	具体的な調整内容
(47) 社会教育事業 【教育専門部会】	4 各種スポーツ大会							B		地域に根ざし、町民に定着している運動会については、それぞれ地域運動会として、現行どおり実施する。 県内外から参加者を募集する次の大会については、新市の大会として実施する。 ・南日本小学生バレーボール大会 ・南日本チビっ子サッカー大会 ・火の島カップソフトバレーボール大会 ・ランニング桜島大会 ・全九州卓球まつもと選手権大会 ・西日本中学校選抜オープン卓球大会 ・フェスタ松元ソフトバレーボール大会 その他の大会は、平成17年度から廃止する。
	5 海水浴場		x				x x	B		桜島町及び喜入町の海水浴場の開設期間や同期間中の管理運営については、鹿児島市の制度に統合する。
	6 体育施設							B		次の施設の管理運営については、現行どおりとする。 施設の使用料及び利用料については、現行どおりとし、使用料等の減免については、鹿児島市の制度に統合する。 〔屋内体育施設〕吉田町文化体育センター、桜島町総合体育館、松元町平野岡健康づくり公園(体育館・温泉施設・茶山ドームまつもと)、喜入町総合体育館 〔屋外体育施設〕吉田町運動公園、郡山町総合運動公園、郡山町早馬球場、郡山町花尾運動場、桜島町溶岩グラウンド、松元町平野岡健康づくり公園(多目的グラウンド・補助グラウンド・テニス場・ファミリースポーツ施設・茶山房)、松元町せせらぎ公園、喜入町陸上競技場、喜入町テニス競技場、喜入町相撲場、喜入町多目的グラウンド 〔武道館〕松元町武道館、松元町弓道場、喜入町武道館
	23 青少年生活体験・交流事業		x				x		B	桜島町の熊本県阿蘇町との火の島交流、喜入町の沖縄県与那城町との喜入町青少年の船受け入れ事業及び郡山町の笠利町との青少年の船事業については、合併を機に終了することでそれぞれ合意しており、平成17年度から廃止する。

(様式5)

事務事業調整報告資料

協定項目名	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	喜入	松元	郡山	区分	経過	具体的な調整内容
(48) その他事業	2 土地開発公社 【企画専門部会】							B		<p>県町村土地開発公社からの脱退に伴う財産処分については、次のとおりとする。</p> <p>土地については、公社保有の土地を合併の日の前日までに買い戻し、合併の日において当該土地を鹿児島市に引き継ぐものとする。</p> <p>公社に対する5町の出資金については、合併後、公社が鹿児島市に返還するものとする。</p>
	7 複合施設等(さくらじま白浜温泉センター) 【健康福祉専門部会】	-							A	<p>施設の管理運営については、現行どおりとする。</p> <p>一般浴場入浴料については現行どおりとし、70歳以上の高齢者等の使用料については、減免するものとする。ただし、現行の町内居住の65歳以上の者に対する個人入浴料の減額制度及び回数券については平成17年度から廃止する。</p> <p>福祉浴場については、利用できる者を市内に居住する60歳以上の者及び身体障害者等とし、入浴料は無料とする。</p> <p>家族風呂入浴料及びその他の使用料は、現行どおりとする。</p>
	複合施設等(喜入町マリニピア喜入施設(喜入八幡温泉保養館・喜入町室内温水プール・多目的広場)) 【健康福祉専門部会】									<p>施設の管理運営については、現行どおりとする。</p> <p>使用料については、現行どおりとし、70歳以上の高齢者等の八幡温泉保養館の浴場及び室内温水プールの使用料については、減免するものとする。ただし、八幡温泉保養館の優待券等及び室内温水プールの家族券等は平成17年度から廃止する。</p> <p>県が占用許可する喜入町の複合施設の一部土地の使用については、合併時に地位を鹿児島市に引き継ぐものとする。</p>
	複合施設等(郡山町総合運動公園(温泉活用型スパランド裸・楽・良)) 【健康福祉専門部会】									<p>施設の管理運営については、現行どおりとする。</p> <p>利用料金については、現行どおりとする。ただし、70歳以上の高齢者等の一般利用料については、平成17年度から減免するものとする。</p> <p>現在の利用料金制度については、当面継続するものとする。</p>
	複合施設等(国民宿舎レインボ-桜島・桜島マグマ温泉) 【経済専門部会】									<p>施設の管理運営については、現行どおりとする。</p> <p>マグマ温泉の一般浴場入浴料については現行どおりとし、70歳以上の高齢者等の使用料については、減免するものとする。ただし、現行の町内居住の65歳以上の者に対する個人入浴料の減額制度及び回数券については平成17年度から廃止する。</p>
複合施設等(松元町平野岡健康づくり公園、郡山町総合運動公園(温泉活用型施設及び交流施設を除く)) 【教育専門部会】									<p>施設の管理運営については、現行どおりとする。</p> <p>施設の使用料及び利用料については現行どおりとし、使用料等の減免については、鹿児島市の制度に統合する。松元町平野岡健康づくり公園温泉施設の70歳以上の回数券については平成17年度から廃止する。</p>	

(様式5)

事務事業調整報告資料

協定項目名	事務事業名	鹿児吉田桜島喜入松元郡山区分経過						具体的な調整内容	
		鹿児	吉田	桜島	喜入	松元	郡山		区分
	複合施設等(吉田町輝楽里よしだ館、桜島町火の島めぐみ館、郡山町八重の里・竹林公園) 【経済専門部会】								吉田町の輝楽里よしだ館、桜島町の火の島めぐみ館、郡山町の八重の里については、現行どおり農産物直売施設とするが、利用組合へ普通財産としての無償貸付を行い、貸付を受けた利用組合が管理運営を行う。県が占用許可する郡山町の竹林公園の一部土地の使用については、合併時に地位を鹿児島市に引き継ぐものとする。
	複合施設等(桜島町桜島旬彩館) 【経済専門部会】								桜島町の桜島旬彩館の管理運営については、現行どおりとする。
	複合施設等(八重山公園) 【建設専門部会】								八重山公園は、都市計画区域外に位置することから、都市公園法に基づいて都市公園の設置及び管理を規定している「鹿児島市公園条例」を適用できないため、その管理運営については、地方自治法第244条に規定する「公の施設」として設置及び管理する条例を定め行うものとする。使用料については現行どおりとする。
	11 町民会館管理運営 【総務専門部会】 【教育専門部会】	x	x	x		x	x	B	喜入町町民会館については、地域公民館とする。結婚式場(2階の一部)については、合併の日の前日をもって廃止する。
(47) 社会教育事業 【教育専門部会】	13 図書館							B	喜入町町民会館内に設置されている喜入町立図書館については、合併時に地域公民館図書室として引き継ぐものとする。
	15 公民館の設置							B	喜入町については、喜入町町民会館を地域公民館とし、将来新たな地域公民館の設置を検討する。
(16) ごみ処理事業	12 資源物の処理体制 【環境専門部会】							B	合併時に鹿児島市の制度に統合するものとし、資源物の中間処理については、次のとおりとする。 古紙類については、民間委託により処理する。 缶・びん、ペットボトル及びプラスチック容器類については、鹿児島市のリサイクルプラザにおいて処理する。

(様式5)

事務事業調整報告資料

協定項目名	事務事業名	鹿児吉田桜島喜入松元郡山						区分	経過	具体的な調整内容
		鹿児	吉田	桜島	喜入	松元	郡山			
(19) 上・下水道事業	4 地域下水道事業 【環境専門部会】 (吉田町地域下水処理事業 松元町地域し尿処理事業)	x		x	x		x	B	<p>合併時に地域下水道事業として再編するものとする。 ただし、使用料等については、平成16年度は現行どおりとし、制度の再編により負担が増加する使用者に対し、平成17年度から平成19年度までの間に限り段階的調整を行うものとする。 吉田町地域下水処理事業財政調整基金及び松元町地域し尿処理事業基金については、合併時に廃止したうえで、合併後の市において新たに基金を設置して引き継ぐものとする。</p> <p>(使用料の経過措置の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度は、合併前の吉田町地域下水処理事業及び松元町地域し尿処理事業と合併後の鹿児島市地域下水道事業との料金格差の3/4を減額した金額とする。 ・平成18年度は、上記料金格差の2/4を減額した金額とする。 ・平成19年度は、上記料金格差の1/4を減額した金額とする。 	
	13 水道事業 (工事関係分担金) 【水道専門部会】	x	x	x	x			C	松元町及び郡山町の工事関係分担金については、平成16年度に当該分担金を徴収すべき事業がないことから、合併時に廃止するものとする。	
(42) 使用料及び手数料の取扱い	17 青少年育成館使用料 【教育専門部会】	x		x	x	x	x	C	合併時まで廃止する。	
	6 農業用水給水施設使用料 【経済専門部会】	x	x			x	x	B	<p>桜島町の5ヶ所の使用料は現行どおりとする。 喜入町の流下式の2ヶ所(瀬々串大平小谷及び中名久保木場農業用水給水施設)の使用料は現行どおり無料とする。 喜入町のポーリングを行い整備した2ヶ所(前之浜屋舗之原及び前之浜東有田原農業用水給水施設)の使用料は、桜島町を基本にして平成16年度中に設定する。</p>	
(44) 農林水産業関係事業 【経済専門部会】 【建設専門部会】	34 喜入の森管理業務	x	x	x		x	x	B	喜入の森は、都市計画区域外に位置することから、都市公園法に基づいて都市公園の設置及び管理を規定している「鹿児島市公園条例」を適用できないため、その管理運営については、地方自治法第244条に規定する「公の施設」として設置及び管理する条例を定め行うものとする。 使用料については現行どおりとする。	
(8) 事務組織及び機構の取扱い 【総務専門部会】									別紙「事務事業調整報告附属資料」のとおり	

(様式5)

事務事業調整報告資料

協定項目名	事務事業名	鹿児島	吉田	桜島	喜入	松元	郡山	区分	経過	具体的な調整内容
(9) 条例、規則等の取扱い 【総務専門部会】										合併に伴う条例の新規制定及び一部改正等については、合併協議会において確認された調整内容を踏まえ、平成16年第3回鹿児島市議会定例会へ提案する。 また、関連する規則等の新規制定及び一部改正等については、条例の議決後、所要の手続きを行う。

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針で経過措置を講じたこととした場合に 印を表示。

合併に係る補正予算の取扱いについて	合併に係る補正予算については、合併協議会において確認された調整内容を踏まえ、平成16年第3回鹿児島市議会定例会へ提案する。
-------------------	---